座間市公共下水道汚水ます設置工事に関する協定書

座間市公共下水道汚水ます設置工事に関して、座間市公営企業管理者（以下「甲」という）と座間市下水道指定工事店　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）との間において、つぎのとおり協定書を締結する。

（工事の範囲）

1. 公共下水道供用開始区域内において、公共下水道本管からの取付管が施工されていながら、宅地内の支障物件等により、汚水ますが設置されていないものについて、汚水ますの設置及び取付管への接続を行うものとする。

（位置及び施工）

1. 工事施工の位置は座間市内とし、甲が設定する別紙「汚水ます設置工事標準仕様書」に基づき施工するものとする。

（工事の施工手続き）

1. 提出された「公共下水道汚水ます設置依頼書」に基づき、甲は現地確認をし、「汚水ます設置工事標準仕様書」により工事内容を確定し、乙に対して別紙「汚水ます施工指示書」を送付する。

　乙はこの「汚水ます施工指示書」に基づき工事を施工するものとする。

（工事単価の設定）

1. 甲は、汚水ます設置工事の単価について適正な価格を設定する。

（設計の変更）

1. 工事施工上、設計の変更を必要とするときは、そのつど甲、乙協議して定めるものとする。

（契約及び規則の遵守）

1. 乙は、工事施工にあたっては、座間市公営企業契約規程を遵守するものとする。

（工事代金の支払い）

1. 甲は乙の請求に基づき、工事代金を支払うものとする。

（部分使用）

第８条　乙は、工事目的物の全部又は一部を甲に引き渡す前に、甲が使用することに同意するものとする。

（期間）

第９条　この協定書の有効期間は令和　　年　　月　　日から令和　　年３月３１日ま

でとする。　ただし、期間満了前に甲、乙いずれからも別段の意思表示がないときは、

この協定は１ヶ年間自動更新するものとし、その後についても同様とする｡

（解除）

第10条　乙が座間市下水道指定工事店を辞退、又は指定の取消しを受けたときは、本協

定も解除するものとする｡

（協議）

第11条　この協定書の解釈に疑義が生じた場合、及びこの協定書にない事項については甲、乙協議するものとする｡

上記の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　甲　　　座間市緑ケ丘一丁目3番１号

座間市公営企業管理者

乙　　　座間市下水道指定工事店